



追加型投信／海外／債券

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型) 決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料
データ基準日：2020年2月5日

平素は「エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは2020年2月5日に決算を迎え、当期の分配金(1万口当たり、税引前)を前期の45円から30円に引き下げることにいたしました。

当ファンドは、新興国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行い、高水準かつ安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得をめざして運用を行っております。2019年初以降、新興国債券利回りの低下傾向が続いていることは、債券価格の上昇を通じて基準価額には寄与いたしましたが、一方で分配金の支払いと合わせて分配原資の減少要因になっています。上記を踏まえ安定的な分配を継続するために、この度分配金を引き下げることにいたしました。分配金を引き下げることにより分配に充てなかった分は引き続き運用され、みなさまの中長期的な利益につながるものと考えています。

今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

分配金と基準価額(2020年2月5日)

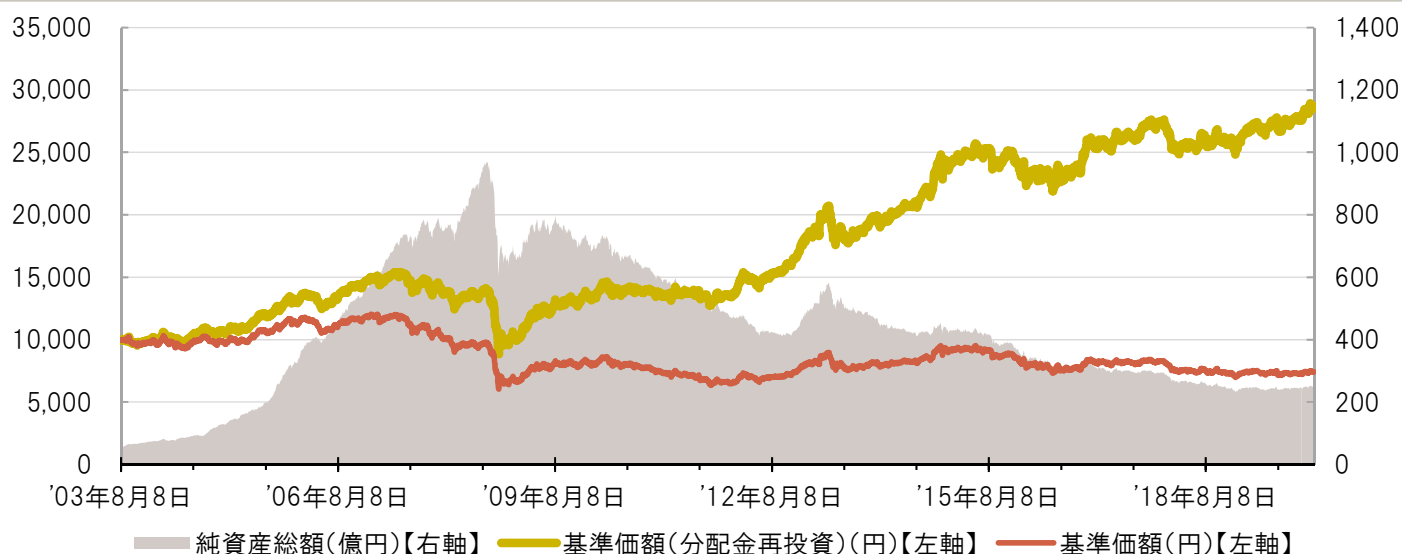
分配金(1万口当たり、税引前)	30 円
基準価額(1万口当たり、分配落ち後)	7,445 円

【分配金実績(1万口当たり、税引前)】

第193期 (2019年10月)	第194期 (2019年11月)	第195期 (2019年12月)	第196期 (2020年1月)	第197期 (2020年2月)	設定来累計
45円	45円	45円	45円	30円	11,560円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

基準価額の推移(期間：2003年8月8日(設定日)～2020年2月5日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

■ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

2019年初来の市場環境および当ファンドの運用状況について

【市場環境】

＜債券市況＞

2019年初来の新興国債券市場(J.P. Morgan EMBI Global Diversified)は、米国長期金利が低下したことやスプレッド(米国国債との利回り格差)が縮小したことから、リターンはプラスとなりました。

米国債券市場では、グローバルな景気減速に対する懸念が高まる中、米連邦準備制度理事会(FRB)が金融政策のスタンスをより緩和的な方向へ転換し、政策金利を引き下げたことなどを背景に米国長期金利は低下しました。新興国債券市場では、米中貿易摩擦に対する懸念等を背景にスプレッドが拡大する場面があったものの、FRBの金融政策のスタンスの転換等を受けて市場参加者のリスク回避姿勢が後退したことなどから、スプレッドは縮小しました。こうした環境の中、債券市況は多くの国で堅調に推移した一方、2019年8月の大統領選挙の予備選挙で野党候補が予想を上回る支持を集め、デフォルトに対する懸念が高まったアルゼンチンやファンダメンタルズ面に課題があると見られているレバノンなどが相対的に軟調に推移しました。

＜為替市況＞

2019年初来の為替相場は、2019年初にグローバルな景気後退懸念の高まり等を受けて、円が主要国通貨に対して堅調に推移する中、米ドルが対円で下落する場面がありました。その後、FRBの金融政策に対するスタンスの変更等を背景に市場参加者のリスク回避姿勢が後退する中、米ドルが円に対して持ち直す局面があったものの、米中貿易摩擦に対する懸念が高まった場面では米ドルは円に対して下落しました。その後、米中通商協議において第一段階の合意に達したとの報道等を受けて市場参加者のリスク許容度が改善したことなどを受けて、米ドルが円に対して堅調に推移する場面があったものの、2018年末と比較すると米ドルは対円で小幅下落しました。

【運用状況】

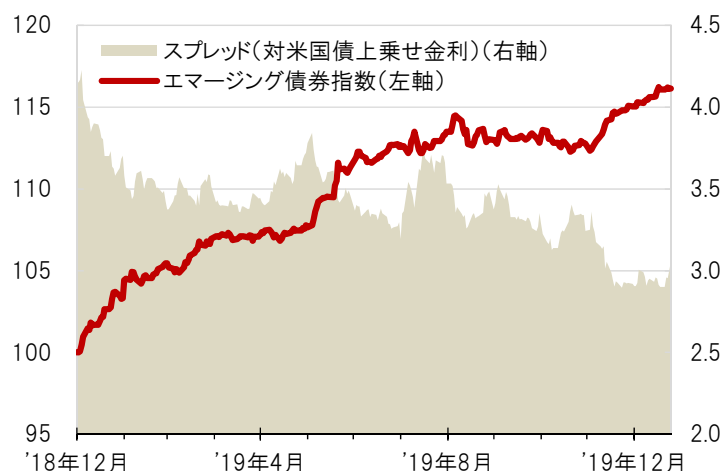
インフラ整備等を背景とした堅調な経済成長や割安と考えられるバリュエーション等を考慮してカタールの組入比率を引き上げた他、良好なファンダメンタルズなどを評価してロシアの組入比率を引き上げました。一方、ファンダメンタルズの見通しについては引き続き前向きに見ているものの、バリュエーションの評価等も考慮し、ハンガリーやクロアチアなどの組入比率を引き下げました。

こうした投資環境の下、当ファンドの基準価額(分配金再投資ベース)は、米ドルが円に対して下落したこと等がマイナスに作用したものの、新興国債券市場の上昇等がプラスに寄与し、2018年12月末比で上昇しました。

(2020年1月24日現在)

エマージング債券指数(米ドルベース)とスプレッドの推移

(期間:2018年12月31日～2020年1月24日) (%)



(エマージング債券指数(JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド)は2018年12月31日=100として指数化)

米ドル(対円)

(円) (期間:2018年12月31日～2020年1月24日)



(出所)Bloombergのデータを基に三菱UFJ国際投信作成

■ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

今後の市場見通しおよび運用方針について

【市場見通し】

新興国債券市場については、先進国の中央銀行の緩和的な金融政策はプラスと考えられるものの、米国の通商政策を巡る不透明感の高まりや地政学的リスクを背景とした世界的な景気減速懸念、一部の新興国に特有の懸念事項などの不確実性要因が市場の変動性(ボラティリティ)を高めうると考えている他、米国大統領選挙における左派ポピュリズムの台頭や米中貿易摩擦の再燃などには注意が必要と考えています。

ロシアやブラジル、メキシコなどの主要新興国の成長は堅調な状況にあると見ており、新興国全体で見たファンダメンタルズは底堅く推移していると見ています。

【運用方針】

上記のような市場環境に対する認識の下、リスクを管理しファンダメンタルズを重視した運用を行うことが重要と考えています。今後も個別国のリサーチを行いながら、ファンダメンタルズやバリュエーションを重視した投資国の選択を行っていく方針です。

(2020年1月24日現在)

・ 市況の変動等により、上記の運用方針通りの運用が行えない場合があります。

ポートフォリオの状況

(2019年12月末現在)

地域別の債券組入比率

地域	組入比率 (2019年12月末)	2018年 12月末比
ラテンアメリカ	24.7%	6.5%
ロシア・欧州	27.6%	-7.3%
アジア	10.2%	-1.8%
アフリカ	16.5%	0.0%
中近東	16.8%	5.0%
オセアニア	0.0%	-0.2%

組入上位20カ国

地域	組入比率 (2019年12月末)	2018年 12月末比
ロシア	5.8%	2.3%
中国	5.1%	0.8%
カタール	5.0%	2.3%
ハンガリー	4.3%	-3.1%
メキシコ	4.1%	1.1%
アラブ首長国連邦	3.2%	0.3%
クロアチア	3.2%	-3.0%
アゼルバイジャン	3.1%	-0.5%
ウクライナ	3.0%	0.1%
パラグアイ	2.8%	2.0%
ドミニカ共和国	2.7%	-0.6%
エジプト	2.7%	-0.1%
パナマ	2.7%	2.5%
オマーン	2.5%	0.8%
ブラジル	2.5%	1.1%
インドネシア	2.4%	-0.2%
エクアドル	2.3%	0.7%
トルコ	2.2%	-2.3%
サウジアラビア	2.2%	-0.1%
スリランカ	2.1%	-2.2%

・ 表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。
・ 原則として、比率は純資産総額に対する割合です。

【本資料で利用した指数について】

J.P.モルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している米ドル建ての新興国国債および国債に準じる債券のパフォーマンスを表す指数で、指数構成国の債券発行残高に応じて構成比率を調整した指数です。同指数の情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。同指数は使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なく同指数を複製、使用、頒布することは禁じられています。Copyright©2019 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

■ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

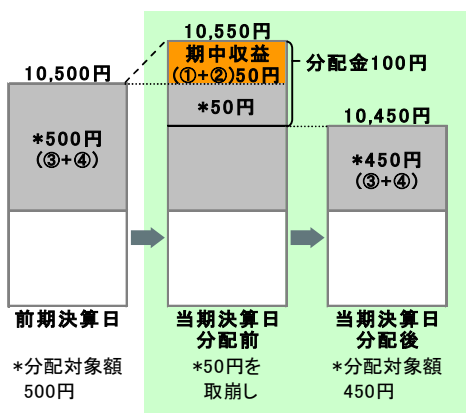


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

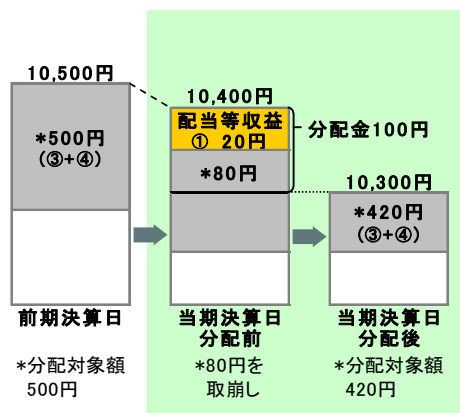
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



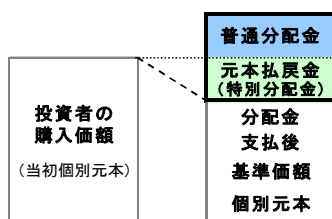
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

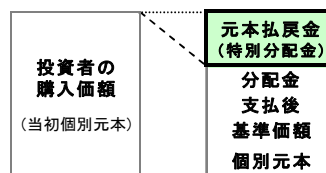
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分には非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定(購入時手数料を含む場合と含まない場合があります)、口数指定のいずれかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

【金額を指定して購入する場合】(購入時手数料を含む場合)

例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

【口数を指定して購入する場合】

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

特色1 エマージング・カントリー(新興国)のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

・新興国が米国市場やユーロ市場等の国際的な市場および自国市場で発行する米ドル建のソブリン債券を中心に、準ソブリン債券への投資も行います。

(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)

新興国の現地(自国)通貨建債券への投資は、行いません。

【エマージング・カントリー(新興国)】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】

政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

特色2 新興国のソブリン債券、準ソブリン債券からの高水準かつ安定した利子収入に加え、値上がり益の獲得を目指します。

・新興国の債券に投資することにより、相対的に高い利回りが期待されます。

一般的に新興国が発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルトが生じるリスクも高いと考えられます。

【格付け】

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

【デフォルト】

投資した債券の元本やその利子の一部または全部が回収できない、もしくは遅延すること。

・原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

・J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

特色4 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

・毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ファンドのしくみ

・ファミリーファンド方式により運用を行います。

<当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド>

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動 リスク	当ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。
金利変動 リスク	投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。 当ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。 また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。
信用リスク (デフォルト・ リスク)	債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。 一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。
カントリー・ リスク	債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。 ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。 ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。 ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。 この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。 一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2023年8月5日まで(2003年8月8日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 上限3.30%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.7270%(税抜 年率1.5700%) をかけた額
その他の費用・手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1号	○			
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○			
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第30号	○			
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○			
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局(金商)第1号	○			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局(登金)第1号	○			
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局(登金)第3号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号	○			
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第6号	○			
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第15号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○			
光世証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第7号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第10号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第1号	○			
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第11号	○			
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第99号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社仙台銀行(※)	登録金融機関 東北財務局長(登金)第16号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社第四銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
株式会社大東銀行(※)	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○	
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東武証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号	○			
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社トマト銀行(インターネット専用)	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第7号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第138号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○
廣田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	

・商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に(※)の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○			
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第19号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号	○			
三井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	○			
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○		○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第10号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○
明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号	○			
山和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第21号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

■お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額 × 購入口数 × 上限 3.85%（税抜 3.5%）

■お客様が換金時に直接的に負担する費用

換金時手数料：公社債投信 1 万口当たり上限 110 円（税抜 100 円） ※その他の投資信託にはありません

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額 × 0.5%以内

※T&D「Jリートファンド 限定追加型 1402」（当初申込時無手数料）についてはご換金時期により信託財産留保額 3.0%～0.5%（2021 年 6 月 1 日以降は無料）をご負担いただきます。

■お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担：純資産総額×実質上限年率 2.618%（税抜 2.38%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他の費用

※上記の他に、組入有価証券等の売買に係る売買委託手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。これらの費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。
- 上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、販売会社である香川証券株式会社が取扱うすべての公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

【香川証券株式会社】

商 号 等	香川証券株式会社
登 録	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第 3 号
加 入 協 会	日本証券業協会